平成２２年（フ）第２３３号
兵庫県加古川市平岡町新在家2066番地の29
債務者　東　　清美（旧姓齊藤・齋藤・清水）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５８５号
奈良市大宮町３丁目４番24―606号
債務者　辻村富士子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
広島市安佐南区八木９丁目10番５―104号
債務者　久山　明彦
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０６号
広島県大竹市立戸１丁目９番16号
債務者　正木　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６１号
広島市安佐南区大町東２丁目14番６―204号
債務者　小柳　律子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９４号
広島市佐伯区河内南１丁目33番21号
債務者　新井麻起子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第２７１２号
福岡市中央区六本松３丁目11番33号
債務者　山本　誉之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１７号
福岡市南区横手４丁目６番26号
債務者　三木　義和
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１８号
福岡市南区横手４丁目６番26号
債務者　三木　喜義
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３２１９号
福岡市南区横手４丁目６番26号
債務者　三木　裕子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３５５号
福岡県筑紫野市大字原139番地63
債務者　吉澤　英一
1　決定年月日時　平成22年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８号
福岡市早良区田隈３丁目６番６号
債務者　西原　忠弘
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２９号
福岡市早良区田隈３丁目６番６号
債務者　西原　弘子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４０８号
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵537番地３サンシャイン須恵Ｃ101号
債務者　嶋田　正子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２２号
福岡市城南区東油山５丁目18番24号
債務者　吉田　重雄
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４２３号
福岡市城南区東油山５丁目18番24号
債務者　吉田　修子
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３２号
福岡県大野城市東大利２丁目11番25号　ウインザー下大利駅南203号
債務者　佐藤　弘法
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第４３３号
福岡県大野城市東大利２丁目11番25号　ウインザー下大利駅南203号
債務者　佐藤　惠美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部